

利用者	利用時間	午前8時30分から午後6時まで
相撲場を利用する者(1人1回につき)		100円

(エ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前8時30分から午後9時まで (4時間につき)
高校生等以下		200円
その他の者		400円

(カ) 武道館

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)		210円	210円	210円
その他の者 (1人1回につき)		430円	430円	430円

図解の長崎県立総合運動公園・中央エリア使用料と「8 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料」及び「7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料」は、図解の長崎県立総合運動公園・中央エリア使用料と同等である。

8 栃木県総合運動公園東エリア使用料

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び多目的スタジオ

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)		350円	350円	350円
その他の者 (1人1回につき)		700円	700円	700円

(イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)		400円	400円	400円
その他の者 (1人1回につき)		800円	800円	800円

(ウ) 屋内水泳場

利用者	利用時間	午前9時から午後9時まで
高校生等以下(1人1回につき)		350円
その他の者(1人1回につき)		700円

(エ) 体育館分館

利用者	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下(1人1回につき)		160円	160円	160円
その他の者(1人1回につき)		330円	330円	330円

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

区 分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	6,000円	9,000円	11,000円
			4時間につき	22,000円	33,000円	44,000円
		3/4の利用	1時間につき	5,000円	7,000円	9,000円
			4時間につき	17,000円	25,000円	33,000円
		1/2の利用	1時間につき	3,000円	5,000円	6,000円
			4時間につき	11,000円	17,000円	22,000円
		1/4の利用	1時間につき	2,000円	3,000円	3,000円
			4時間につき	6,000円	9,000円	11,000円
		全部の利用	1時間につき	30,000円	45,000円	55,000円

	入場料を徴収する場合	利用	4時間につき	110,000円	165,000円	220,000円		
			3 / 4 の 利用	1時間につき	25,000円	35,000円	45,000円	
		1 / 2 の 利用	4時間につき	85,000円	125,000円	165,000円		
			1時間につき	15,000円	25,000円	30,000円		
		1 / 4 の 利用	4時間につき	55,000円	85,000円	110,000円		
			1時間につき	10,000円	15,000円	15,000円		
		1 / 4 の 利用	4時間につき	30,000円	45,000円	55,000円		
			全部の 利用	1時間につき	36,000円	54,000円	66,000円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の 利用	4時間につき	132,000円	198,000円	264,000円
					3 / 4 の 利用	1時間につき	30,000円	42,000円
				1 / 2 の 利用	4時間につき	102,000円	150,000円	198,000円
					1時間につき	18,000円	30,000円	36,000円
1 / 4 の 利用	4時間につき			66,000円	102,000円	132,000円		
	1時間につき			12,000円	18,000円	18,000円		
1 / 4 の 利用	4時間につき			36,000円	54,000円	66,000円		
	全部の 利用			1時間につき	180,000円	270,000円	330,000円	

入場料を徴収する場合	利用	4時間につき	660,000円	990,000円	1,320,000円
		3/4の利用	150,000円	210,000円	270,000円
	1/2の利用	4時間につき	510,000円	750,000円	990,000円
		1時間につき	90,000円	150,000円	180,000円
	1/4の利用	4時間につき	330,000円	510,000円	660,000円
		1時間につき	60,000円	90,000円	90,000円
	1/4の利用	4時間につき	180,000円	270,000円	330,000円
		1時間につき	60,000円	90,000円	90,000円

(イ) サブアリーナ

区 分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	3,000円	5,000円	6,000円
		全部の利用	4時間につき	11,000円	17,000円	22,000円
		1/2の利用	1時間につき	2,000円	3,000円	3,000円
		1/2の利用	4時間につき	6,000円	9,000円	11,000円
	入場料を徴収する場合	全部の利用	1時間につき	15,000円	25,000円	30,000円
		全部の利用	4時間につき	55,000円	85,000円	110,000円
		1/2の利用	1時間につき	10,000円	15,000円	15,000円
		1/2の利用	4時間につき	30,000円	45,000円	55,000円

アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	18,000円	30,000円	36,000円
			4時間につき	66,000円	102,000円	132,000円
		1/2の利用	1時間につき	12,000円	18,000円	18,000円
			4時間につき	36,000円	54,000円	66,000円
	入場料を徴収する場合	全部の利用	1時間につき	90,000円	150,000円	180,000円
			4時間につき	330,000円	510,000円	660,000円
		1/2の利用	1時間につき	60,000円	90,000円	90,000円
			4時間につき	180,000円	270,000円	330,000円

(ウ) 多目的スタジオ

区分			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
アマチアポツに 利用する場合	入場料を 徴収しない 場合	全部の 利用	1時間 につき	2,000円	3,000円	3,000円
			4時間 につき	6,000円	9,000円	11,000円
		1/2の 利用	1時間 につき	1,000円	1,500円	1,500円
			4時間 につき	3,000円	4,500円	5,500円
	入場料を 徴収する 場合	全部の 利用	1時間 につき	10,000円	15,000円	15,000円
			4時間 につき	30,000円	45,000円	55,000円
		1/2 の 利用	1時間 につき	5,000円	7,500円	7,500円

多目的スタジオA	アチアポツ外に用いる場合	入場料を徴収しない場合	の利用	4時間につき	15,000円	22,500円	27,500円	
			全部の利用	1時間につき	12,000円	18,000円	18,000円	
		1/2の利用	4時間につき	36,000円	54,000円	66,000円		
			1時間につき	6,000円	9,000円	9,000円		
	入場料を徴収する場合	全部の利用	4時間につき	18,000円	27,000円	33,000円		
			1時間につき	60,000円	90,000円	90,000円		
		1/2の利用	4時間につき	180,000円	270,000円	330,000円		
			1時間につき	30,000円	45,000円	45,000円		
	多目的スタジオB	アチアポツに用いる場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	1,200円	1,700円	1,700円
				4時間につき	3,400円	5,100円	6,200円	
入場料を徴収する場合			全部の利用	1時間につき	6,000円	8,500円	8,500円	
			4時間につき	17,000円	25,500円	31,000円		
アチアポツ外に用いる場合		入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	7,200円	10,200円	10,200円	
			4時間につき	20,400円	30,600円	37,200円		
		入場料を徴収する場合	全部の利用	1時間につき	36,000円	51,000円	51,000円	
			4時間につき	102,000円	153,000円	186,000円		

(エ) 屋内水泳場

区 分		午前 9 時から 午後 9 時まで (1 時間 に つ き)	
		全 コ ー ス	1 コ ー ス
50メートルプール	入場料を徴収しない場合	22,000円	4,400円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の使用料の額に5を乗じて得た額	
25メートルプール	入場料を徴収しない場合	11,000円	2,200円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の使用料の額に5を乗じて得た額	
ド ラ イ ラ ン ド		8,000円	

(オ) 体育館分館

利用区分		利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	2,910円
入場料を徴収する場合	11,000円		15,800円	22,500円	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	11,900円	17,500円	23,800円	
	入場料を徴収する場合	66,400円	97,400円	132,000円	

(2) 会議室

区 分		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		屋 内 水 泳 場	会 議 室 1	1時間につき
4時間につき	6,400円			9,000円
会 議 室 2	1時間につき		3,100円	3,100円
	4時間につき		7,900円	11,100円
会 議 室 3	1時間につき		1,200円	1,200円
	4時間につき		3,100円	4,300円
	1時間につき	500円	500円	

	会 議 室 4	4時間につき	1,200円	1,700円	1,700円
		1時間につき	900円	900円	900円
	会 議 室 5	4時間につき	2,400円	3,400円	3,400円
		1時間につき	400円	400円	400円
	会 議 室 6	4時間につき	1,000円	1,400円	1,400円
		1時間につき	400円	400円	400円
	会 議 室 7	4時間につき	1,000円	1,400円	1,400円
		1時間につき	600円	600円	600円
	会 議 室 8	4時間につき	1,600円	2,300円	2,300円
		1時間につき	500円	500円	500円
	会 議 室 9	4時間につき	1,400円	2,000円	2,000円
		1時間につき	400円	400円	400円
	会 議 室 10	4時間につき	1,200円	1,600円	1,600円
		1時間につき	6,000円	6,000円	6,000円
メ イ ン ア リ ー ナ	全部の利用	4時間につき	15,000円	21,000円	21,000円
		1時間につき	2,400円	2,400円	2,400円
大 会 議 室	2 / 5 の 利 用	4時間につき	6,000円	8,400円	8,400円
		1時間につき	2,200円	2,200円	2,200円
	1 / 3 の 利 用	4時間につき	5,600円	7,900円	7,900円
		1時間につき	1,300円	1,300円	1,300円
	1 / 5 の 利 用	4時間につき	3,300円	4,600円	4,600円

(3) 控室

施設区分		利用時間	午 前 9 時 から 午 後 9 時 まで (1 時 間 に つ き)
		審判控室 1	700円
メインアリーナ		審判控室 2	700円

(4) 貴賓室

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで
メインアリーナ	貴賓室	1回につき	20,000円
屋内水泳場	貴賓室	1回につき	10,000円

(5) ロッカールーム

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで
メインアリーナ	ロッカールーム1	1回につき	15,000円
	ロッカールーム2	1回につき	15,000円

(6) 附属設備及び器具

区	分	使	用	料
附属設備及び器具		時価を考慮し知事が別に定める額		

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ若しくは体育館分館（以下「メインアリーナ等」という。）若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額
 - (2) 屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額
 - (3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている使用料の額の12分の1に相当する額
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム又は附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - Ⅰ 附則第四項の規定 規則で定める日
 - Ⅱ 第二条及び附則第五項の規定 令和二年四月一日

- (供用開始)
- 2 栃木県総合運動公園北・中央エリア（陸上競技場及びトレーニング室に係る施設、附属設備及び器具に限る。）は、規則で定める日から利用に供するものとする。
- (栃木県都市公園条例の一部改正)
- 3 栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有料公園施設等)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で運動広場を利用しようとする場合又はフィールドアスレチック施設、一万人大プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第十二条</p> <p>法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十四条の二 有料公園施設等</p> <p>を利用する者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 4 略</p> <p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)</p> <p>第十五条 第七条第二項及び第三項、第十一条の二、第十一条の三、第十四条の二並びに第十四条の三の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理及び使用料について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(有料公園施設等)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター、武道館若しくは運動広場を利用しようとする場合又はフィールドアスレチック施設、一万人大プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第十二条 栃木県総合運動公園の有料公園施設等（個人使用の場合における水泳場を除く。）を利用する者は別表第一に、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十四条の二 有料公園施設等（第十二条第一項の規定により使用料を納付するものを除く。）を利用する者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 4 略</p> <p>(栃木県民ゴルフ場の管理等)</p> <p>第十五条</p> <p>① 略</p>

別表第1中「(第7条、第12条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表の「栃木県総合運動公園」を次のように改める。

1 栃木県総合運動公園

(1) 運動施設

施 設 名
第 2 陸 上 競 技 場
野 球 場 (本 球 場)
野 球 場 A
野 球 場 B
野 球 場 C
ウ オ ー ム ア ッ プ 場
水 泳 場
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場
相 撲 場
テ ニ ス コ ー ト
武 道 館

(2) 宿泊施設

施 設 名
栃木県総合運動公園北・中央エリア 合 宿 所

4 栃木県都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に替換するものとする。

改 正 後	改 正 前									
<p>別表第1(第7条関係)</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 運動施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸 上 競 技 場</td> </tr> <tr> <td>第 2 陸 上 競 技 場</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>相 撲 場</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	陸 上 競 技 場	第 2 陸 上 競 技 場	略	相 撲 場	<p>別表第1(第7条関係)</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 運動施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 陸 上 競 技 場</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>相 撲 場</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	第 2 陸 上 競 技 場	略	相 撲 場
施 設 名										
陸 上 競 技 場										
第 2 陸 上 競 技 場										
略										
相 撲 場										
施 設 名										
第 2 陸 上 競 技 場										
略										
相 撲 場										

合運動公園北・中央エリア	トレーニング室
	略
	武道館
	とちぎスポーツ医科学センター

(2) 略
2～9 略

合運動公園北・中央エリア	略
	武道館

(2) 略
2～9 略

5 栃木県都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	
(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)	
第十五条 第七条第二項及び第三項、第十一条の二、第十一条の三、第十四条の二並びに第十四条の三の規定にかかわらず、 <u>栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリアの管理及び使用料</u> について必要な事項は、別に条例で定める。	
2 略	
別表第1 (第7条関係)	
1 栃木県総合運動公園	
(1) 運動施設	
施設名	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略
	ウォームアップ場
	略
	とちぎスポーツ医科学センター
栃木県総合運動公園東エリア	メインアリーナ
	サブアリーナ
	多目的スタジオ
	トレーニング室
	屋内水泳場

改正前	
(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)	
第十五条 第七条第二項及び第三項、第十一条の二、第十一条の三、第十四条の二並びに第十四条の三の規定にかかわらず、 <u>栃木県総合運動公園北・中央エリア</u> の管理及び使用料について必要な事項は、別に条例で定める。	
2 略	
別表第1 (第7条関係)	
1 栃木県総合運動公園	
(1) 運動施設	
施設名	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略
	ウォームアップ場
	水泳場
	略
とちぎスポーツ医科学センター	

		を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千五百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千六百円)
(二) 普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円（政令第三十二条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百五十円)
(三) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この条において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円（政令第三十二条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千五百円)
(四) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千九百円（政令第三十二条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千五百円
(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円

法第九十七条の二第二項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円(政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合	四千八百円(法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円)

第八条第二項の表三の項(一)を次のように改める。

(一) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千五百円(政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、八百円)と九百円(法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、九百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額)との合計額
----------------------------	---

第八条第二項の表四の項(一)を次のように改める。

(一) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	二千二百五十円
----------------------------	---------

第八条第二項の表十二の項(十一)を次のように改める。

(十一) 法第百八条の二第三項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	五百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	八百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	千三百五十円(国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、八百円)

附 則

- この条例は、令和元年十二月一日から施行する。
- この条例の施行前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。
(警察本部運転免許管理課)